

香芝市訓令甲第3号

各 部 課  
各出先機関

香芝市福祉事務所事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年4月1日

香芝市長 福 岡 憲 宏

香芝市福祉事務所事務決裁規程の一部を改正する訓令

香芝市福祉事務所事務決裁規程（令和3年訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「所管課長」を「福祉部次長」に改める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。